

# 参加・協働の まちづくり推進指針

## みんなで築く夢が輝くまちづくり

参加・協働のまちづくり推進指針は、湯沢市における「参加」「協働」の基本的な考え方を整理し、市が向かうべき方向性を示すことを目的として平成21年6月に策定しました。

この概要版は、その内容を分かりやすく、少しでも多くの市民の皆さんに知っていただくために発行するものです。

今後、市ではこの指針に基づき子供から高齢者の方まで輝きを持って笑顔で暮らせる、愛着のもてるまちの実現のため積極的に取り組んでいきます。

1

なぜ、まちづくりに《参加・協働》が必要なの？

2

まちづくりへの《参加》とは？

3

《協働》ってどういうこと？

4

《協働》するときのルールってあるの？

5

《参加・協働》のまちづくりをどのように進めていくの？

参加・協働って  
何だろう？



最近「**地方分権**」という言葉がよく聞かれます。これまでの中央集権(国が決めたことに地方が従う)の考え方から、「市民に身近な行政は、できるだけ地方自治体に委ねる」方向に変わってきたのです。「上からの指示を待ってそれに従う」姿勢から、自分たちのことは自分たちで決め、実行していく(自己決定と自己責任)ことで、地域の個性を活かした特色あるまちづくりを自分たちで進めていこうという考え方です。

今、地域の課題を解決するために市民と行政が知恵を絞り協力していく**新たな「まちづくり」**が求められています。



では、今まで行政がしていたこと(公共サービス)のために、どうして市民が動かなければならないのでしょうか？



## ① 市民ニーズの多様化

少子高齢化、人口減少、雇用問題、金融危機など、私たちが取り巻く状況は日々変化しています。限られた財源のもとで、複雑・多様化する市民ニーズにきめ細かく対応するには、公平性・中立性が求められる行政だけの力では対応しきれなくなってきたのです。つまり、自分たちの抱える問題に対応する最適なサービスを受けるためには、自分たちが積極的に声をあげ、関わっていく必要が出てきたのです。

## ② 相互扶助精神の希薄化

都市化・核家族化の進展で、地域への愛着、住民同士の連帯感、お互いを助け合う相互扶助の心など、地域が持っていた力が急速に薄れてきました。地域の問題を解決するためには、個人よりも地域コミュニティが主体となって、その力を発揮しなければなりません。「地域力」を再生させるために、私たち一人ひとりが行動する時期にきているのです。

こうした背景のなか、湯沢市は「まちづくり」の基本目標を5つ掲げてスタートしました。その1つに「**みんなで築く夢が輝くまちづくり**」があります。これは、個性豊かな独自のまちづくりを市民と行政との協働の仕組み(制度・体制)によって推進しようという市政の基本理念です。そのキーワードとなるのが《**参加・協働**》なのです。



### ① 消極的な参加

地域の催し物やボランティア活動でも「みんなが参加するから」「参加しないと人数が足りないと頼まれたから」…などの理由で、**仕方なく《参加》**することが多いのではありませんか？

このような義務感から消極的に参加する活動は、いつも決まった人しか参加しなかったり、若い人たちが集まらなかったりと、せっかくの活動も盛り上がらない場合が多くなっています。



### ② 積極的な参加

コミュニティ活動への参加については、楽しい地域行事を開催して参加するきっかけを作ることが大切です。たとえば、地域の歴史や自然を守るボランティア活動に参加したりすると、地域の知らなかった発見があったり、目的を同じくする友人ができたりします。

こうした自らの意思で**積極的に《参加》**する場合、自分が楽しいのはもちろんですが、他の人たちのためにつくしたり、運営に関わったりすることが自然にできます。

### 「地域」をよりよくするための参加

私たちの周りには、困っていること、不便に思っていることがたくさんあります。今まで、市民の側では、いつか行政がどうにかしてくれるだろうと、不満に思いながら待っていました。反対に行政の側では、市民が本当に困っていることが何なのか、どういう方法をとるのがよいのか、よく分からず、市民のニーズに的確に応えられなかったり、なかなか行動することができない場合もありました。

地域の問題を解決するためには、みんなが地域に関心を持ち真剣に考え、少しでも**地域をよりよくしていきたい**という「思い」を強くすることが大切です。それが、市民の皆さんの積極的な参加へとつながっていきます。



### 参加のための具体的な取り組み

行政活動に市民のみなさんが積極的に参加できるよう、事業を企画する段階から参加機会をつくり、充実させる必要があります。

- 各種委員の公募枠の設定
- パブリックコメント制度(行政の政策・制度決定に市民の意見を聞いて反映させる制度)の確立
- 市民ワークショップ(地域の問題を解決するため、市民が自発的に参加して課題や情報を共有し、解決策や提案をまとめていく手法)の開催
- 政策提案制度の創設等

## 3

### 《協働》ってどういうこと?

そもそも、地域における公共的ニーズの所在と本質を知っているのは、そこに住む人々にほかなりません。したがって、地域の公共的な課題が発生したときは、まず自分たちで解決する方法を考え、自分たちにできないことを行政が補完することが原則です。

**住民が主体となって問題解決に当たり、そのために足りない部分(組織・能力・財政など)を行政(市・県・国)が補っていくという考え方(「補完性の原理」)**をしっかりと意識することが大切です。

このように市民団体等<sup>※1</sup>と行政が協力することにより、複雑・多様化している公共サービスを解決していく手段が、**《協働》という新しい公共の仕組み**なのです。

※1 地域自治組織、町内会、NPO、ボランティア団体、企業、組合などを総称して、ここでは「市民団体等」と表現しています。



# 4

## 《協働》するときのルールってあるの？

市民団体等や行政には、それぞれに得意な分野があり、また独自の情報を持っています。それぞれの特性を尊重し、お互いが**対等な立場のパートナー**であることを認識することが一番大切です。そして、相手に頼るという考え方ではなく、自分たちができる範囲を責任をもって行うという、**自主的、自律的な意識**がなければ、お互いに十分な能力を発揮できないのです。

また、お互いの**目的**を理解し、達成しようとする目標や**情報を共有**することが大切です。さらに結果についてはきちんと**評価**をして、その後の事業へ活かしていく**フィードバック**も忘れてはなりません。

### 協働のルール

① 対 等

② 自主性・自律性の重視

③ 目的の共有

④ 情報の共有

⑤ 評価・フィードバック

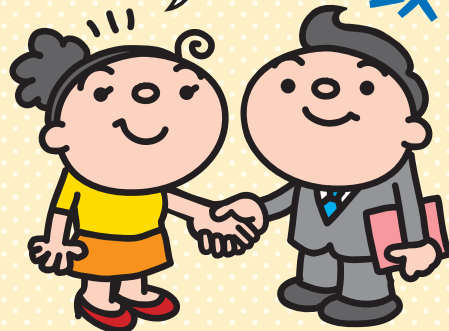
ルールを守ってこそ  
信頼関係が  
生まれるね。



市民団体

私たちは対等の  
パートナーですね。

行政



## 協働 コラム

### 2

#### 協働のための 具体的な取り組み

協働の形態はさまざまなので、事業内容や役割分担に応じて、もっとも効果的な形態を選んでいくことが重要です。

あくまで一例ですが、

- ①助成・補助 ②共催 ③委託
  - ④後援 ⑤委員会・協議会 ⑥事業協力・協定
- といった形態が考えられます。

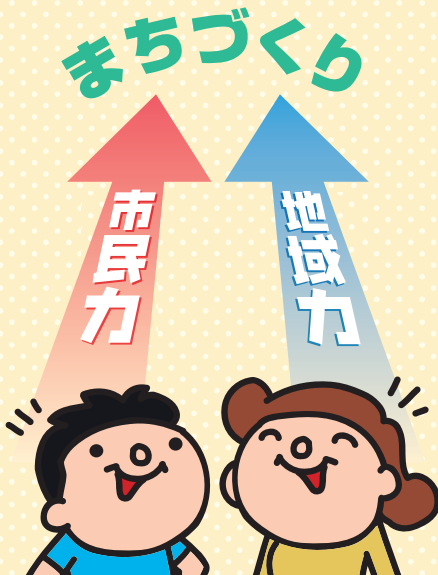
状況に応じた新しい協働の形態を工夫し、創造していくことになりますが、いずれも、行政が一方的に行う支援ではなく、市民団体等と行政が対等な立場で、よく話し合ったうえで行われることが大切です。

#### 協働の定義

協働とは、市民団体等と行政が、共通の目標を達成するため、尊重し合う対等な関係のもとに、お互いの特性を活用しながら、情報を共有し、協議し、役割を担い合い、評価して、相乗効果を得るための手段をいいます。

※協働の概念としては、地域自治組織とNPOの協働や市民活動団体同士の協働もありますが、この指針では、市民団体等と行政との協働に限定して考えています。

## 1 「市民力」と「地域力」の向上



これまで説明したように、よりよいまちづくりのために、一人ひとりが自分から**地域の問題解決に取り組もうとする力**、できることは**自分でやろうとする意思を持った力**が「市民力」です。

そして、地域の課題に対し、その地域に住む人たちがお互いに協力し、目的や情報を共有しあい、必要ならばその他の団体や行政と協働して問題解決に当たったり、**地域としての価値を創造していこうとする力**が「地域力」です。この2つの力は同じ方向を目指しているため、それぞれの力を高めることによって、相乗効果を発揮します。

「市民力」と「地域力」を向上させるためには ①情報の共有・発信 ②人材育成・活動支援 ③話し合い・交流の場が必要となります。

### ①情報の共有・発信

問題解決のためには情報の共有が大切だということは、何度も出てきました。さらに、その情報を分かりやすく発信していくことも重要です。特に行政で保有している情報は、本来市民のものであることを念頭に置き、積極的に情報開示していく必要があります。

### ②人材育成・活動支援

地域づくりや地域課題の解決に取り組むうえで、市民団体等を構成する個人・グループをまとめ、引っぱっていく人材を育成することが重要です。また、市民団体等の活動を促進するためには、活動に当たっての自主性・自律性を尊重して、その活動を支援するとともに相互交流が図られるようにすることが必要です。さらに、市民団体等と行政が協働を進めるうえで、個々の状況に応じた相談、指導、人材育成などを行う  
※2 中間支援組織が必要となります。

### ③話し合い・交流の場

地域課題は、同じ地域でも個々の市民、各主体によって異なるものです。さまざまな地域課題をひとつのテーブルに乗せるには、繰り返し話し合うことが重要です。

※2 ここでいう中間支援組織とは、市民団体等と行政の間にとって、お互いのパイプ役となり協働がスムーズに推進されるようにさまざまな活動を支援する組織です。



## 2 「職員力」の向上

「市民力」の向上と同様に、行政においては「職員力」の向上が求められます。市民団体等と行政の参加・協働によるまちづくりを進めるためには ①庁内推進体制の強化 ②職員の意識改革に取り組みます。

### ① 庁内推進体制の強化

庁内に強固な推進体制を築くのはもちろんですが、それがきちんと機能しなくては意味がありません。全職員が「みんなで築く夢が輝くまちづくり」という基本目標の1つを常に念頭におき、市民団体等と行政が対等なパートナーであるという意識を持ち続け、個別の施策の課題としてではなく、庁内横断的かつ総合的な課題として取り組みます。

### ② 職員の意識改革

職員も地域においては一人の市民です。全職員が市民感覚を持ちながら、自らも積極的に地域づくりに参加する姿勢が必要です。行政が責任を持って対処すべき課題については、その責任と役割を果たしたうえで、公共を担うのは行政だけではなく、市民団体等との協働のうえに成り立つものだという意識をもって、まちづくりに取り組みます。



## 3 参加・協働のまちづくり推進協議会(仮称)の設立

市民団体等と行政が参加・協働のまちづくりを推進し、地域の特性を活かしたまちづくりを行うためには、市民団体等を構成するさまざまな主体の代表者や公募の市民や行政職員による協議会が必要です。

### 主な役割

#### ① 普及・啓発

この指針の考え方が広く市民等に浸透するよう効果的な手法を用いて普及・啓発活動に努めます。

#### ② 調査・研究

協働の事例を収集・分類・分析して協働への取り組み方を強化し、本市に必要な施策・制度について調査・研究します。

#### ③ 新たな仕組みづくり

さまざまな協働の事例について、その手法や効果などを検証し、湯沢市における参加・協働のまちづくりのあり方について問題を提起するとともに、市民提案制度など新たな制度の導入や条例等のルールづくりを検討し、市に対し提言していきます。



自分たちが住んでいる地域がもっともっと住みやすい地域になるためには、一人ひとりが自分でできることを考え、できることから行動していくことが大切です。  
「誰かがやってくれるだろう」という気持ちから、「まず自分たちでやってみよう」という意識へ変わっていかねければなりません。ここが出発点です。



発行 湯沢市企画調整部自治振興課

平成21年9月

〒012-8501 湯沢市佐竹町1番1号

Tel 0183-73-2111 内線443・445

Fax 0183-72-8515